

津幡町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項（補充募集）

津幡町農業委員会の農業委員と連携して担当区域ごとに活動する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）に欠員が生じたことから、補充募集します。

1. 推進委員の募集人数、任期等

(1) 募集人員 第3区 1人、第6区 1人 計2人

（推進委員の担当区域）

区域	担当区域	募集人数
第3区	杉瀬、倉見、田屋、岩崎、七黒、鳥越、山北、蓮花寺、宮田、鳥屋尾、籠月、大畠、筋谷、笠池ヶ原、彦太郎畠、吉倉、八ノ谷、市谷、大熊	1人
第6区	上大田、下河合、上河合、瓜生、牛首	1人

(2) 任期 農業委員会が委嘱する日（令和7年1月下旬予定）から令和8年7月19日

(3) 身分 津幡町の特別職の非常勤職員

(4) 報酬 町長が条例等で定める額

2. 主な活動内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認や調査、農地所有者や耕作者との面談など）を行います。

その他、必要に応じて農業委員会総会等に出席します。

【主な業務】

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
- (2) 耕作放棄地の発生防止・解消
- (3) 新規参入の促進
- (4) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- (5) 地域計画における目標地図の作成及び話し合いへの参加
- (6) 違反転用等の是正・指導

3. 応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。

ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 推薦・応募の手続

所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、津幡町農業委員会事務局（津幡町産業振興課内）へ提出してください。

（ファックス、電子メール等による申込みはできません。）

- (1) 農業者が推薦する場合 様式第1号「推薦申込書」を使用
- (2) 農業団体その他の関係者が推薦する場合 . . . 様式第2号「推薦申込書」を使用
- (3) 本人が応募する場合 様式第3号「応募申込書」を使用

5. 推薦・応募の受付

令和6年11月11日（月）から令和6年12月13日（金）まで【必着】

※申込書を持参する場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに津幡町農業委員会事務局（津幡町産業振興課内）に提出してください。

6. 募集要項及び申込書の入手方法

募集要項及び申込書は、津幡町のホームページにてダウンロード、又は津幡町農業委員会事務局（津幡町産業振興課内）の窓口にて備え付けてあります。

津幡町ホームページ（津幡町農業委員会）

https://www.town.tsubata.lg.jp/division/nougyou/nougyouiinkai_top.html

7. 選考方法

書類審査のほか、必要に応じて面接を実施し、選考します。

（面接を行う場合は、別途お知らせします。）

8. その他

- (1) 選考結果は、令和7年1月中旬までに推薦をする者又は応募する者へ文書により通知します。
- (2) 受付期間中及び受付期間の終了後、法令の規定に基づき、推薦及び応募に関する情報を津幡町のホームページで公表します。

9. 注意事項

- (1) 推進委員は、農業委員と兼務することはできません。
- (2) 提出された申込書は、返却しません。
- (3) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦をする者又は応募する者の負担となります。
- (4) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。
- (5) 申込書は、本人の署名又は、記名押印が必要です。
 - ※「署名」…本人が自らの氏名を自署すること(法人の場合は、代表者が自らの氏名を代表者氏名として自署すること)
 - ※「記名」…署名以外の方法で本人の氏名を記載すること(パソコン等による印字、ゴム印の押印、本人以外の者が手書きで本人の氏名を書くこと等)

10. 申込書の提出先、問い合わせ先

〒929-0393 津幡町字加賀爪二3番地

津幡町農業委員会事務局（産業建設部産業振興課内）

TEL 076-288-6704(直通) FAX 076-288-6470